

前文

- 地球温暖化を原因の一つとした風水害、雪害、暑熱、農業被害など、気候変動が本県にもたらす影響が顕在化しており、県では2020年9月、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロの脱炭素社会の実現を目指すことを表明
- 2050年までの脱炭素社会の実現のためには、本県の特徴や課題を踏まえつつ、地域経済の活性化を図りながら取組を着実に進める必要があり、再生可能エネルギーの「創出」と「活用」、省エネ等の推進による温室効果ガス排出量の「削減」、森林及び地域資源を活用した二酸化炭素の「吸収・貯留」に県民、事業者及び行政等が一丸となって取り組むことが重要
- 将来の世代に豊かな自然及び安全で快適な生活環境を継承していくため、あらゆる主体が自らの責任と役割を認識し、脱炭素社会の実現に関する取組を推進

目的（第1条）

- 脱炭素社会の実現に関する取組に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本事項を定める。
- 地域の脱炭素化（再生可能エネルギーの利用の推進、省エネの推進による温室効果ガス排出量の削減、二酸化炭素の貯蔵及び吸収）及び経済の活性化を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。

基本理念（第3条）

- 脱炭素施策の実現に関する取組は、次の世代に豊かな自然及び安全で快適な環境を引き継ぐため、環境の保全と経済及び社会の持続的発展の両立が図られ、2050年までの脱炭素社会を実現することを旨として、県、市町村、県民、事業者等が連携して行わなければならない。

責務等（第4～7条）

【県の責務】

- 脱炭素社会の実現に関する施策を策定、総合的かつ計画的に推進

【県民の責務】

- 日常生活に関し、温室効果ガスの排出量削減等のための措置を積極的に講じ、県及び市町村の施策に協力

【事業者の責務】

- 事業活動に関し、温室効果ガスの排出量削減等のための措置を積極的に講じ、県及び市町村の施策に協力

【市町村との連携】

- 県は、施策の推進に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村の施策に協力

推進計画の策定（第8条）

- 知事は、脱炭素社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を定める。
- 推進計画には以下の事項を定める。
 - ・ 温室効果ガス排出量の削減等に関する目標
 - ・ 目標達成のために必要な施策
 - ・ その他施策を総合的かつ計画的に進めるために必要な事項

地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーの利用等（第9条）

- 県民及び事業者は、地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギー設備の設置又は地域において得られた再生可能エネルギーの積極的な利用に努める。
- 再生可能エネルギー設備の設置に当たっては、周辺環境の保全に配慮する。

日常生活及び事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等（第10～19条）

- 県民及び事業者は、その事業活動又は日常生活において、以下に取り組むよう努める。
 - ・ 温室効果ガスの排出の量（エネルギー使用量）の把握
 - ・ エネルギー消費性能等が優れている機器等の選択
 - ・ 廃プラスチック類その他の廃棄物の発生抑制等
 - ・ 次世代自動車の購入又は使用
 - ・ 温室効果ガスの排出量がより少ない物品や役務の選択
 - ・ 住宅の断熱性能の向上及び気密性の確保【県民】
 - ・ カーボン・オフセットを通じた温室効果ガス排出量の削減等への支援【事業者】
- 県は、県民が脱炭素化の取組の重要性及び効果に関する理解を深め、取組を実践するための普及啓発等必要な措置を講ずる。
- 県は事業者が脱炭素化の取組を行うために必要な措置を講ずる。
- 県は脱炭素社会の実現に資する産業の振興等を促進するため、当該産業への県内事業者の参入の促進等必要な措置を講ずる。

環境教育の推進（20条）

- 県は、県民が脱炭素社会の実現に関する意識を高め、主体的に取組を実践できるよう、様々な場を通じて、環境教育を推進する。

森林による吸収機能の保全等（第21条）

- 県は、森林の保全及び整備、木材の利用の推進に努めるとともに、森林が有するCO₂吸収機能に関する県民及び事業者の理解を深めるため、必要な措置を講ずる。
- 県民及び事業者は、森林の有するCO₂吸収作用に関する理解を深めるとともに、森林の所有者等が行う森林の保全及び整備等に協力するように努める。

国、他の地方公共団体との協力（第22条）

- 県は、国及び他の地方公共団体と連携して、施策を推進する。

県の財政措置（第23条）

- 県は、施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。